

北海道後継者人材バンク利用確認書

(兼 相談申込書、支援依頼書、同意書)

私は、北海道後継者人材バンクを運営する札幌商工会議所及び北海道事業承継・引継ぎ支援センター（以下、北海道事業承継・引継ぎ支援センターを「センター」といい、札幌商工会議所と併せて「センター等」といいます）に対し次の確認事項を承諾したうえで、北海道後継者人材バンクへの登録を申込みます。

1. 反社会的勢力とのかかわりが無い旨の誓約

私は、以下(1)及び(2)のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、私が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴所においては必要と判断した場合に、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

- 貴所が支援対象として不適当とする者
 - 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（支援対象の事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団いう。以下同じ。）であるとき
 - 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 貴所が支援対象として不適当とする行為をする者
 - 暴力的な要求行為を行う者
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - 偽計又は威力を用いて当センターの業務を妨害する行為を行う者
 - その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 情報の取扱いについて

- 利用者に関する情報及び北海道後継者人材バンクに提出した資料は、利用者がマッチングを申し込んだ先に提供されることに同意します。
- 個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定める利用者の個人情報が、以下の目的に使用されること及び札幌商工会議所の個人情報保護方針に基づいて取り扱われることについて同意します。
 - 利用者に対する後継者人材バンクのサービス提供
 - 北海道後継者人材バンクでの反対ニーズとのマッチング
 - マッチングを申し込んだ先への開示
 - 北海道後継者人材バンクからの連絡
- センターによる事業承継・引継ぎ支援事業（以下「本事業」といいます）の遂行及び本事業の評価・分析、制度・運用の改善、効果的な政策の企画立案（以下、「本事業の評価等」という。）の目的のために、本情報をセンターが、他の事業承継・引継ぎ支援センター、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部）、経済産業省及び中小企業庁に提供し、目的の範囲内において本情報を統計的に処理した上で匿名化した結果を公表することがあることに同意します。
- また、経済産業省及び中小企業庁は、本事業の評価等の目的の範囲内において、経済産業省及び中小企業庁が指定する者に対し、必要かつ適切な監督を行うことを前提に本情報のうち一部を削除又は加工したものを提供することがあり、当該指定した者は当該情報を統計的に処理した上で匿名化した結果を公表することがあることに同意します。

3. 免責事項について

- センターの事業は、主にM&Aに関する相談・助言を内容とするものであり、M&A等に関する助言・相談から派生する一切の事実、及びM&A等の成否を含め利用者に責任を負うものではなく、それらについての責任の一切が利用者に帰属しており、本件において問題が生じたとしても異議を述べず、呼称の如何を問わず何らの請求もいたしません。

- センターは中立な機関であり、条件交渉において一方の利用者のみが有利になるような助言は行わないことを理解します。
- センターが北海道後継者人材バンクを通じて反対ニーズ（候補先）を紹介する場合、センターは同候補先について何ら精査しておらず、調査等が必要な場合は利用者が自己の責任において行う必要があることを理解します。
- 北海道後継者人材バンク及びセンターの利用は無料ですが、事業引継ぎの支援に際しM&A支援機関、専門家等に依頼する場合は、自己負担が発生することを了承します。

4. 守秘義務について

センター及び北海道後継者人材バンクの利用を通じて得た一切の情報及び紹介された反対ニーズ（候補先）に関する一切の公開されていない情報（名称やM&Aを検討している事実など）について秘密を守り、第三者に開示、漏洩致しません。特に、企業情報や個人情報を漏洩した場合には損害賠償義務を負う場合や刑事罰が科せられる場合があることを理解します。

5. 紛争解決について

利用者同士のトラブル、紛争等が発生した場合には、センター等は一切の責任を負わないことを理解し、当事者間で解決することを約束します。

6. 登録内容変更時の申し出

北海道後継者人材バンクへの登録内容に変更がある場合は、遅滞なく北海道後継者人材バンクへ変更内容を報告します。

7. 資料の取扱いについて

登録あるいは支援を受けるに際して、北海道後継者人材バンク及びセンターに提出する資料等は、相談あるいは支援が終了した段階で、センターにて破棄され、返却されないことを了承します。

8. 登録の解除について

- 利用者が北海道後継者人材バンクへの登録の解除を希望する場合は、解除希望日の30日前までに書面によって登録解除を申し込む必要があることを了承します。
- 北海道後継者人材バンクは、利用者が次の各号に該当する場合と判断した場合は、予告なく利用者の登録を解除できることに同意します。
 - 利用者が本確認書の内容に違反した場合
 - 利用者が北海道後継者人材バンク又はセンターに提出した書類に事実と異なる内容がある場合
 - 住所、電話番号、メールアドレスの変更を北海道後継者人材バンクへ届け出していない等の理由で北海道後継者人材バンクからの連絡が届いていないことが確認された場合
 - 利用者が北海道後継者人材バンクを創業、事業承継などの目的以外に利用した場合
 - その他北海道後継者人材バンクが利用者について不適切と判断した場合
- 本確認書の内容については登録の解除後も有効であり、守秘義務違反などが発生した場合には、情報の漏洩が登録の解除後であっても、登録している期間と同様の損害賠償義務等が発生することを理解します。

9. アンケートへの協力について

経済産業省、中小企業庁、貴センター又は独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部）が実施する本事業等に関するアンケートに協力すること。

令和4年（2022年）4月1日改定

令和5年（2023年）8月1日改定

年 月 日

氏名（自著）